

鳥取縣公報

第五百七十五號
昭和九年十一月二十日

火曜日

訓令

鳥取縣
訓令甲第十七號

市	町	村	長
學	校	所	長
青	年	訓	練
幼	稚	園	長

非常災害ニ對スル教養ニ關スル件

學校ニ於テ非常災害ニ關シ精神ヲ修養シ之ガ知識ヲ普及セシメ萬一ノ變災ニ備フルハ極メテ肝要ノ
 コトナリトス、然ルニ之ヲ目下ノ實況ニ照ストキハ未ダ遺憾ナキ能ハズ將來一層設備其ノ他ノ改善
 ヲ圖リ學校職員始メ生徒兒童ノ教養ニ努メ以テ學校及生徒兒童ノ被ル災禍ヲ免レシムルニ遺漏ナキ

00823

ヲ期スベキナリ

茲ニ非常災害ニ關スル教養ニ付テ規準ヲ定メタリ局ニ當ル者ハ左記事項ニ準據シ之ガ活用ニ就テハ諸種ノ情況ヲ考慮シ實地ニ即シテ誤ルコト無ク善ク其ノ目的ヲ達成スル様適宜ノ措置ヲ講ゼラルベシ

第一 平素ノ指導ニ關スル事項

- 一 職員ハ非常災害ニ處シ克ク統制ヲ保チ沈著ニシテ迅速機宜ノ處置ヲ誤ルコト無ク以テ其ノ任ヲ竭シ、生徒、兒童ハ冷靜ニシテ從順克ク教師ノ命ヲ奉ジ秩序ヲ守リ敏速ニ行動スル様常ニ修養ニ努メシムルコト

二 災害ニ關スル知識ヲ養フコト

- (イ) 火災、地震、暴風、洪水、津浪、其ノ他各種ノ災害ニ關シ各關係教科目ノ教授並ニ學校生活ニ於テ常ニ留意シテ指導ヲ行ヒ且講話、印刷物其ノ他ノ方法ニ依リ是等各種災害ノ特徵並ニ之ニ處スル方法等ニ關スル知識ヲ養フコト

- (ロ) 氣象臺、測候所、放送局若ハ新聞紙上ノ豫報、警報信號等ニ關スル知識ヲ與ヘ且之ニ常ニ留意セシムル様指導スルコト

00824

第二 學校設備ニ關スル事項

- (ハ) 各種災害ノ機會ヲ捉ヘテ其ノ原因、實況、避難狀況等ニ就キ成ルベク具體的ニ之ヲ知ラシメ之ニ關スル注意ヲ喚起シ精神ノ修養ニ資スルコト

- 一 晴雨計、雨量計、濕度計、風力計、天氣圖、消火器及其ノ他各種災害ニ關スル器具機械等ハ成ルベク之ヲ備フルコト
- 二 昇降口、階段、非常口等ニ付テハ建築上特ニ留意スルコト
- 三 非常口ハ常ニ明瞭ニ識別シ得ル様標示シ寄宿舎又ハ夜間學校ニ在リテハ別ニ標示燈ヲ備ヘ盲學校ニ在リテハ平素其ノ箇所ニ就キ習熟セシムルコト
- 四 消防具、避難用具(繩梯子、避難袋等)及救出用具(鐵挺子、鋸、斧等)等ハ其ノ學校及所在地等ノ事情ニ鑑ミ適宜之ヲ備フルコト
- 五 發火性藥品等ハ保管上特ニ留意シ校舍倒壞等ノ場合ニ出火ノ虞無キ様注意スルコト
- 六 暖爐、火鉢等ニ對シテハ平素鐵蓋、水盥等ヲ備ヘ校舍倒壞等ノ場合ニ出火ノ虞無キ様注意スルコト
- 七 關係官廳、警察署、消防署、病院等ノ所在地及電話番号等ハ特ニ明示シ應急ノ便ニ供スル

00825

八 救急手當ノ藥品及材料ハ適宜之ヲ備フルコト

第三 平素學校トシテ留意スベキ事項

- 一 御眞影並ニ勅語謄本奉遷所ハ第一、第二ノ順ヲ定メテ數箇所ヲ豫定シ置クコト
- 二 重要書類ハ豫メ一定ノ目印ヲ附シタル容器ニ收メ且持出シヲ容易ナラシムルコト
- 三 教室ノ配當ハ非常災害ノ場合ヲ豫想シ、年齢、男女ノ別等ニ依リ適宜之ヲ考慮スルコト
- 四 避難所ハ各種災害ノ場合ヲ考慮シテ二箇所以上ヲ豫定シ置クコト
- 五 非常警報ノ方法ハ豫メ一定シ置クコト
- 六 警鐘、避雷針、消防具等ノ非常用設備及非常口ノ錠鍵等ハ定時又ハ臨時ニ之ヲ檢査シ又ハ煙突掃除、火元見廻リ等ハ之ヲ勵行スルコト
- 七 非常災害ニ關スル施設及其ノ他心得フベキ事項ハ適宜ノ方法ニ依リ職員、生徒兒童ニ夫夫通曉セシムルコト

第四 平素職員トシテ心得フベキ事項

- 一 職員ハ御眞影並ニ勅語謄本ノ奉遷ヲ始メ生徒、兒童ノ保護ニ當ルヲ以テ第一トスルコト

00826

- 二 職員ハ其ノ學校又ハ附近ニ災害若ハ其ノ虞有ルヲ知リタル時ハ退出後ト雖モ直ニ登校シ急報、防禍、救護等ノ任ニ當ルコト
- 三 職員ハ校舍及校庭ノ狀況並ニ附近ノ地理等ニ就テハ詳細ニ心得置クコト

第五 實地練習ニ關スル事項

- 一 災害防止及避難ニ關スル演習ハ時ヲ定メテ之ヲ行フコト
- 二 演習ハ災害ノ種類、時季及其ノ他ノ事情ヲ想定シテ各種ノ様式ニ依リ全校並ニ學級毎ニ之ヲ行フコト
- 三 演習ニ際シ特ニ留意スベキ事項
 - (イ) 御眞影並ニ勅語謄本ノ奉護
 - (ロ) 災害ノ種類ニ應ズル避難方法
 - (ハ) 教師、生徒、兒童ノ態度、行動等
 - (ニ) 落伍者ノ檢索(教室、物置、便所等ノ檢索)
 - (ホ) 火氣及其ノ他ノ始末

(ハ) 命令傳達並ニ外部トノ連絡
 (ト) 指揮者又ハ幹部ニ故障ヲ生ジタル場合ノ處置
 (チ) 負傷者ノ處置
 昭和九年十一月二十日

鳥取縣知事 中 谷 秀

告 示

◆鳥取縣告示第五百八十二號
 優良馬補助検査左記ノ通施行ス
 補助検査ヲ受ケントスルモノハ十一月二十一日迄ニ當應ニ到着スル様願書ヲ差出スベシ
 昭和九年十一月二十日

鳥取縣知事 中 谷 秀

検査場所	検査期日	検査區域	検査時

日野郡 日野上村	十一月二十一日	日野郡一圓
同 郡 根雨町	十一月二十二日	
同 郡 溝口町	十二月二十三日	
西伯郡 法勝寺村	十一月二十四日	米子市一圓 西伯郡一圓
米子市 勝田町	十一月二十五日	
西伯郡 御來屋町	十一月二十七日	東伯郡一圓
東伯郡 赤碕町	十一月二十八日	
同 郡 市勢村	十一月二十九日	
同 郡 倉吉町	十一月三十日	

當日午前十時

鳥取縣告示第五百八十三號

管子米子市畜産組合ニ對シ西伯郡所子村大字上野原ニ於テ臨時家畜市場開設ノ件許可シタルニ依リ西伯郡畜産組合ニ對シ西伯郡所子村大字上野原ニ於テ臨時家畜市場開設ノ件許可シタルニ依リ家畜市場法第七條ニ依ル賣買交換停止區域及期間左ノ通指定ス

昭和九年十一月二十日

鳥取縣知事 中 谷 秀

一 開催期日 十一月二十五日

二期 間 市場開催日及前後各一日間

三 區 域 西伯郡所子村、庄内村、大山村、高麗村

鳥取縣告示第五百八十四號

家畜傳染病豫防法第七條ニ依リ左ノ區域内ニ於テ飼養スル生後六ヶ月以上ノ畜牛ニ對シ炭疽豫防液ノ注射ヲ施行ス依ツテ右所有者又ハ管理者ハ指定ノ日時及場所ニ其ノ畜牛ヲ索付注射ヲ受クベシ

昭和九年十一月二十日

鳥取縣知事 中 谷 秀

注射月日	注射場所	出場區域	注射時刻
十一月二十八日	東伯郡安田村大字篁津	東伯郡安田村大字篁津、八幡、湯坂	自午前九時 至午前十一時
十一月二十九日	同郡同村大字光	同郡同村大字光、梅田、尾張	
十一月三十日	同郡市勢村大字金市	同郡市勢村大字金市、上伊勢、下伊勢、金屋	
十二月一日	同郡伊勢崎村大字中尾	同郡伊勢崎村大字中尾、槻下、	
十二月二日	同郡逢束村大字逢束	同郡逢束村大字逢束	
十二月三日	同郡由良町大字由良	同郡由良町大字由良、別所	
十二月四日	同郡同町大字大谷	同郡同町大字大谷妻波	
十二月五日	同郡大誠村大字西園	同郡大誠村大字西園、六尾、西穂波	

00831

十二月六日	同 郡同 村大字島	同 郡同 村大字原、穂波、島
十二月七日	同 郡同 村大字東園	同 郡同 村大字東園、瀬戸

◆鳥取縣告示第五百八十五號

氣高郡大郷村福井第三耕地整理組合規約變更ノ件認可セリ

昭和九年十一月二十日

鳥取縣知事 中 谷 秀

◆鳥取縣告示第五百八十六號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和九年十一月二十日

鳥取縣知事 中 谷 秀

一 建築主ノ住所氏名 鳥取市東品治村百六十六番地ノ一

矢 谷 米 藏

00832

- 一 建築物ノ所在地 鳥取市東品治村百六十九番地ノ四
- 一 用 途 住 宅
- 一 構 造 種 別 木造瓦葺 二階建
- 一 戸 數 及 棟 數 一 戸 一 棟
- 一 命 令 事 項
- 一 本建築物ノ存續期限ハ都市計劃事業實施迄トス
- 一 前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計劃事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ
- 一 本建築物ヲ他人へ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ヅベシ
- 一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

彙 報

人 口 動 態 總 覽 昭和九年九月分

婚姻	離婚	男	出	女	計	男	死	女	計	男	死	女	不詳	產	差	引

